

働き方改革

磐田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

1

はじめに

本計画は、教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を体系的に整理し、学校における業務改革の主人公である一人一人の教職員と組織としての学校、それを支援する教育委員会がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、「働き方改革」「働きがい改革」を一体的に推進するための指針として策定するものです。地域、家庭、関係機関等とも連携・協働しながら、「教育における最大の環境は教師自身である」という理念が学校教育の現場において具現できるよう、勤務環境の改善に取り組んでいきましょう。

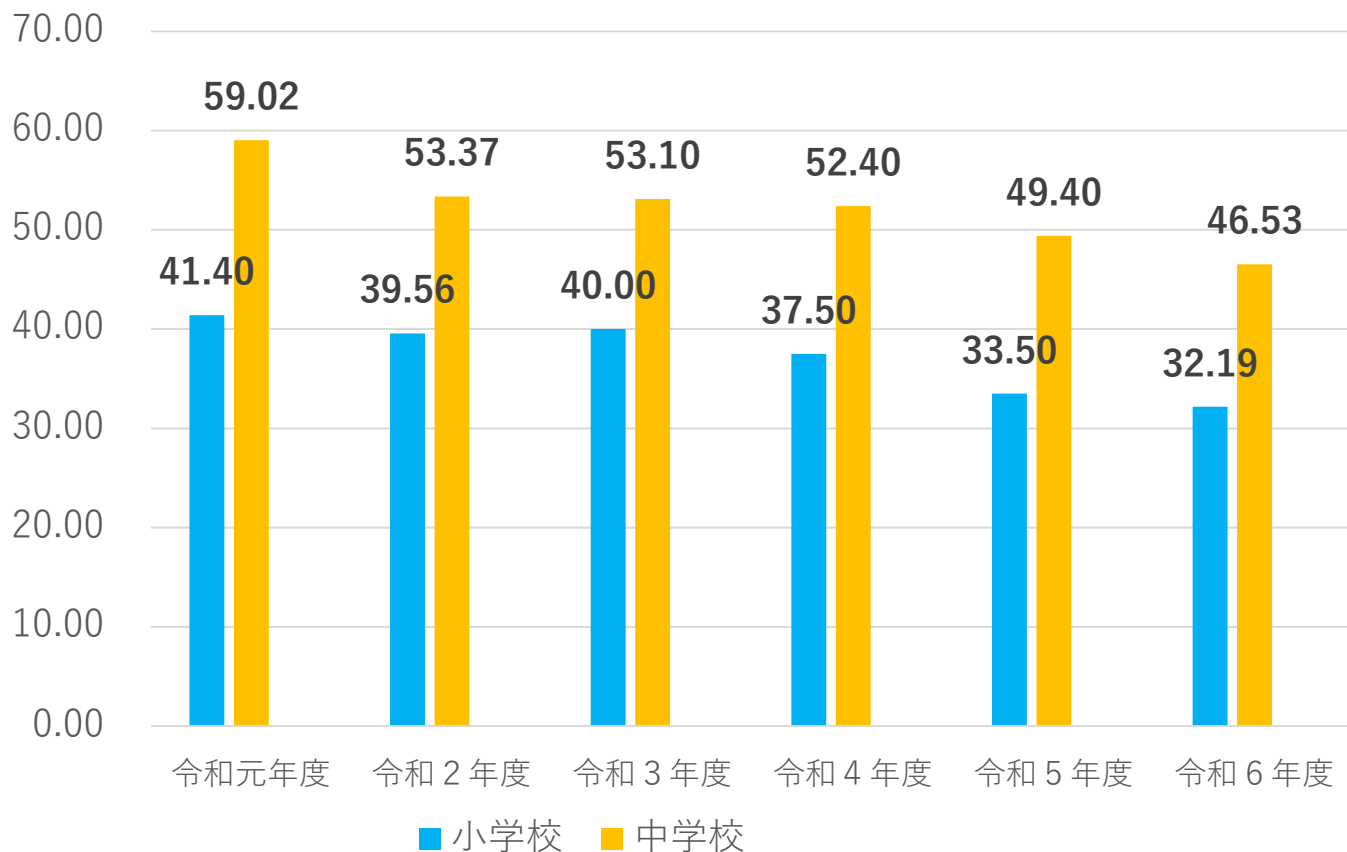
「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ



2

計画の趣旨、現状

【1年間における教職員の時間外在校等時間の1箇月平均時間】
単位：時間



1年間の時間外在校時間の月当たり平均の状況も、小中学校共に減少していますが、中学校においては45時間を超えている状況です。

3

目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間の範囲内とするための数値目標を設定します。

- 国の指針で定める上限時間

1箇月時間外在校等時間：

45時間

1年間時間外在校等時間：

360時間

自分の仕事に働き甲斐を感じている教員の割合
(ストレスチェック・ストレス要因)

100 %

不安感を感じている教員の割合
(ストレスチェック・ストレス反応)

20 %

同僚から支援を受けていると感じている教員の割合
(ストレスチェック・修飾要因)

20 %

仕事や生活に満足していると感じている教員の割合
(ストレスチェック・修飾要因)

100 %

時間外在校等時間が月当たり45時間を超える
教員の割合

0 %

1年間における1箇月時間外在校等時間の
平均時間 (全体)

30 時間以下

1年間の年次有給休暇の平均取得日数

18 日以上

4

計画の期間

向陽学府小中一体校

- 令和8年度～令和11年度

5

「業務の3分類」を踏まえた 業務の見直し

働き方改革

教師が授業などの本来の業務に専念できる環境を作り、未来を担うこどもたちの学びを充実させるため「学校の働き方改革」を進めます

学校と教師の業務の3分類に基づく具体的な取組

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- ④ 学校における措置の推進
- ⑤ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

① 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

校外の見回り（放課後・夜間）、児童生徒の補導時の対応

学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答

I C T 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

学校プールや体育館等の施設・設備の管理

部活動の地域展開

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理

学校行事の準備・運営

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の学びの充実への支援

④ 学校における措置の推進

授業時数の適正な設定

日課表の工夫と見直し

デジタル技術の活用

留守番電話・録音機能付き電話の設置

学校運営協議会の推進

⑤ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

勤務環境の整備

健康管理の実施

休暇取得の推進

柔軟な働き方の環境整備

6

関連する取組、 今後のフォローアップについて

働き方改革

■ 現状の「見える化」と公表

・各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、磐田市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

■ 連携・協働

・教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。

■ 地域・保護者への周知

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

■ 個別支援の実施 ■ 管理職への支援